

議第 1 号

山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財に指定する。

種別	名 称	員数	所有者	所有者の住所
工芸の部	観音三尊懸仏	1面	不二軒	鶴岡市水沢乙149
歴史資料の部	東本願寺御再建につき献上木として御影堂一番御虹梁並びに御柱山出し運搬の図 附 古文書2通	屏風1双 古文書2通	■■■■■■■■■■	河北町大字溝延 ■■■■■■■■■■

提 案 理 由

観音三尊懸仏並びに東本願寺御再建につき献上木として御影堂一番御虹梁並びに御柱山出し運搬の図 附 古文書2通を山形県指定有形文化財として指定するため提案するものである。

平成29年4月20日提出

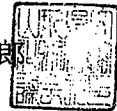
山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 涉

文 審 第 4 号  
平成 29 年 3 月 23 日

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉 殿

山形県文化財保護審議会  
会 長 伊 藤 清 郎



山形県指定有形文化財の指定について (答申)

平成 29 年 3 月 14 日付け文生第 1694 号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

第 1 号 県指定有形文化財の指定

種別	名 称	員数	所有者	所有者の住所
工芸の部	観音三尊懸仏	1 面	不二軒	鶴岡市水沢乙 149
歴史資料の部	東本願寺御再建につき献上木として御影堂一番御虹梁並びに御柱山出し運搬の図附 古文書 2 通	屏風 1 双 古文書 2 通	■■■■■■■■■■	河北町大字溝延 ■■■■■■■■■■

意 見 山形県指定有形文化財に指定することが適当である。

## 県指定文化財（答申）の概要

種 別	有形文化財（工芸の部）		
名 称	観音三尊懸仏（かんのんさんぞんかけぼとけ）	員 数	1面
所在地	鶴岡市水沢乙149		
所有者	不二軒		
特 色	<p>（形 状）鏡面に金銅製の聖観音像、天部形像、軍荼利明王像を貼付した懸仏。奉納者と思われる名（「藤原義長」）を刻んだ銅板を付す。</p> <p>（製作年代）鎌倉時代</p> <p>（寸 法）鏡面 外径 43.4cm 内区径 35.9cm</p> <p>（特 色）</p> <p>本懸仏は鎌倉時代の懸仏として、その大きさと作の優秀さから貴重なものである。特に貼付される仏像はそれぞれ優れた作行を示す。</p> <p>また懸仏の形式の変遷の資料として、貼付される仏像の立体化への過渡的作例として貴重なものである。その内容は、聖観音—妙見菩薩—軍荼利明王という羽黒権現の本地仏を表しているもので、現在のところその最古の遺品となる。本懸仏は鎌倉時代後期・13世紀後半に改装されて現状に至ったと想定できるもので、羽黒権現の本地仏設定が鎌倉時代後期にまで遡るとすることができ、羽黒権現本地仏設定の時期についての新資料としての歴史的価値を持つものである。</p> <p>また中尊・聖観音菩薩の形態から鎌倉時代前期の羽黒山は天台宗の影響が及んでいたと考えられ、羽黒信仰の成立や変遷の歴史の解明に役立つものである。</p> <p><b>【懸仏（かけぼとけ）】</b></p> <p>銅などの円板に仏像を鋳たものを付けたり浮き彫りにしたりしたもの。寺社の堂内に懸けて礼拝した。平安時代に本地垂迹の思想から生まれ、鎌倉・室町時代に盛行したといわれる。</p>		
指定の意義	<p>この懸仏は、鎌倉時代の懸仏として製作が特に優秀であり、羽黒権現本地仏設定の時期についての新資料としての歴史的価値を持つものである。また、羽黒信仰の成立や変遷の歴史の解明に役立つものである。これらの点から県指定する意義のある作品である。</p>		



觀音三尊懸仏

## 県指定文化財（答申）の概要

種別	有形文化財（歴史資料の部）		
名称	東本願寺御再建につき献上木として御影堂一番御虹梁並びに御柱山出し運搬の図 附 古文書2通	員数	屏風1双 古文書2通
所在地	山形県西村山郡河北町大字溝延 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		
所有者	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		
特色	<p>屏風            (材質) 紙            (形状) 著色屏風六曲一双            (寸法) 左隻 149.5×332.0 (cm) 右隻 149.5×331.0 (cm)            (作者) 不詳            (製作年代) 享和2年(1802)9月以降、そう間をおかない時期            (特色)</p> <p>天明8年(1788)の京都大火で、東本願寺の御影堂・阿弥陀堂が焼失した。翌寛政元年(1789)から10年に及ぶ再建に際して、工藤儀七を中心とする最上門徒の活躍ぶりを描いたものである。</p> <p>屏風は、左隻・右隻ともに上下2段に分かれて描かれている。上段には真室山中から切り出した樺の巨木を塩根川・鮭川・最上川を下して酒田湊に運び、そこから船で大坂まで輸送し、淀川を上って伏見を経て京都七条の東本願寺に運搬する様子が描かれている。</p> <p>古文書            1通 享和3年9月6日、工藤儀七覚書（長崎来円寺・御使僧宛）            (材質) 楮紙            (寸法) 全体 14.3×193.0 (cm)            1通 享和4年3月2日、懸鼓庵書状（工藤儀七宛）            (材質) 楮紙            (寸法) 全体 16.5×84.0 (cm)</p>		
指定の意義	<p>江戸時代寛政期の東本願寺再建事業を描いた工藤家所蔵の屏風は、用木の伐り出し、舟運（最上川、海路）を利用した運搬の様子が描かれ、山村、農村、湊町の人々の姿もよくわかり、京都における巨木の運搬の方法、京都町衆の姿・風俗も描かれ、風俗描写が的確かつ詳細である。しかも再建にあたり、山形・出羽国、他国の門徒たちが用材の伐り出し・運搬をはじめ様々な形で奉仕する姿も見えてくる。工藤家には関連文書も残されており、東本願寺と門徒の関係や屏風作成の過程も一次史料で確認できる。これらの点から、本屏風と附文書は近世における歴史資料として貴重であり学術的価値が高いため、県指定する意義のあるものである。</p>		

工藤家所蔵屏風

左雙



右雙



山形県指定有形文化財指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

山形県指定有形文化財指定基準（昭和31年3月県教育委員会告示第3号）の全部を改正する。

**絵画、彫刻の部**

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 2 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義あるもの

**工芸品の部**

- 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 2 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

**書跡、典籍の部**

- 1 書跡類は宸（しん）翰（かん）、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法（ほう）帖（じょう）等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

**古文書の部**

- 1 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

**考古資料の部**

- 1 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 5 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

**歴史資料の部**

- 1 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 2 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 3 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 4 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

**建造物の部**

建築物（社寺、城郭（かく）、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁（りょう）、石塔、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨（ず）子、仏壇（だん）等で建築技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

## 第1章 総則

### 第2章 県指定有形文化財

（指定）

**第4条** 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。



## 議第 2 号

学校運営協議会を設置する学校の指定に係る臨時専決処理の承認について

学校運営協議会を設置する学校の指定について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

### 記

学校運営協議会を設置する学校の指定について

#### 提 案 理 由

山形県立小国高等学校から山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会設置指定申請書並びに学校運営協議会活動実施計画書の提出があり、平成29年4月1日からの指定に向けて急施を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により承認を求めるため提案するものである。

平成29年4月20日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成29年2月24日

山形県教育委員会教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第1号

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により、山形県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会は、山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）及び地域住民等が学校運営に参画し学校との連携を強めることにより、学校と保護者及び地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童又は生徒の健全な育成を図ることを目的として設置する。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成でき、協議会の設置が適当と認める学校を、協議会を設置する学校として指定する。

2 校長は、前項の指定（以下「指定」という。）を受けようとするときは、教育委員会に指定の申請をしなければならない。

3 指定の期間は3年とする。

4 教育委員会は、前項に規定する期間後、再度の指定をすることができる。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第4条 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の経営計画に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学校の組織編制に関する事項
- (4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見聴取)

第5条 協議会は、法第47条の5第4項又は第5項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該指定学校の校長の意見を聴取するものとする。

(運営状況に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、その活動状況に関する情報提供に努めるものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員(以下「委員」という。)の数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 指定学校の所在する地域住民
- (3) 指定学校の校長
- (4) 指定学校の教員及び事務職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係機関の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第8条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会又は指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行をすること。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が当該指定学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により協議会が公開すべきでないとした場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校の指定を取り消すことができる。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を校長に交付しなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 第9条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。

2 当該指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、山形県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条第1項）

小国高 第211号  
平成29年 3月29日

山形県教育委員会 様

山形県立小国高等学校  
校長 柿崎 悦子



学校運営協議会設置指定申請書

本校は、学校運営協議会の設置校として指定を受けたいので、山形県立学校における学校運営協議会の運営に関する要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定の期間 平成29年 4月 1日～平成32年 3月31日

2 指定に向けた状況

学校運営協議会の設置校として指定を受けるために、次のようなことを実施した。

(1) 学校運営協議会設置校指定に向けた平成28年度の取組み

ア テーマ

小国町教育委員会及び町内小中学校との連携に基づく、学校運営協議会を中心とした地域のニーズに応える高等学校運営協議会についての研究

イ ねらい

平成13年から6年間、文部科学省の中高一貫教育開発校の指定を受け、「国際・情報」を柱とする、地域の子どもを地域が育てる教育の在り方と小中高及び地域の連携の在り方について研究を進めてきた。平成19年度以降も町をあげて連携型一貫教育を推進しており、小中学生及び保護者さらには地域住民の理解を深める取り組みを行いながら、よりよい連携のあり方を研究するとともに特色ある活動を実践している。

学校運営協議会制度を取り入れることにより、小国町や小国町教育委員会、小中学校との連携をより一層強化し、保護者や地域住民が職種や世代を越えて教育に係わる体制を整え、学校運営の改善と地域全体の教育力の向上を図ることを目指した。

## ウ 実施状況

- (ア) 学校が保護者や地域のニーズを知り、それに応えることにより、学校と地域がともに活性化していく学校運営協議会の在り方について研究した。
- (イ) 学校運営協議会の組織づくりや効果的な運営の在り方について研究した。
- (ウ) 職員の理解と校内体制づくりを進めた。
- (エ) 学校評議員による協力体制を整えた。
- (オ) コミュニティ・スクールについて講師を招聘し、小中高および小国町教育委員会との合同研修会を開催した。
- (カ) 県外コミュニティ・スクール等の視察  
(千葉県立長狭高校、千葉県立多古高校、神奈川県立愛川高校、宮城県立一迫商業高校、市立札幌大通高校)
- (キ) 全国コミュニティ・スクール研究大会 in 由利本荘への参加

## (2) 小中高一貫教育

幅広い進路希望を持つ生徒たちの進路目標実現に向けて、基礎基本の指導を徹底するとともに、それぞれの学力レベルや進路希望に応じた習熟度別指導や個別指導の効果的な在り方について検討を加えている。国際・情報教育を柱とした「小中高一貫教育」を本校の特色ある教育として推進・発展させながら、「きめ細やかな生徒指導」を基盤として、学校規模の特性を活かした「個に応じた指導」を充実させ、「生徒一人ひとりが輝く」活力と魅力ある学校づくりを進めている。

## (3) 地域と連携した活動

平成28年度は、地域と連携した活動として次のようなことを行った。

- ア 総合的な学習の時間を活用し地域を知る学習活動（地域文化学）の実施
- イ 町内企業でのインターンシップ
- ウ チャレンジショップの開店
- エ 小国町教育委員会と連携したボランティア活動の実施
- オ 小国高校の活動を町民に伝える活動報告会の実施
- カ 小国町議会と連携した高校生議会の実施
- キ おぐにの未来を考える会議へ生徒参加
- ク 町内イベント等への生徒参加
- ケ 「おぐまん通信」として小国高校の紹介を町報「おぐに」への連載

以上のような成果から、学校と保護者及び地域住民が一体となって学校運営の改善を図り、地域に開かれ地域に支えられた学校づくりを推進したいので、学校運営協議会の設置校として、指定を申請する。

## 3 実施計画書 別紙（第5号様式）のとおり

# 指 定 書

## 山形県立小国高等学校

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項及び山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定により、貴校を学校運営協議会の設置校として指定します

指定期間は、平成29年 4月 1日から

平成32年 3月31日までとします

平成29年 3月30日

山形県教育委員会

